

# 参 考 図 表

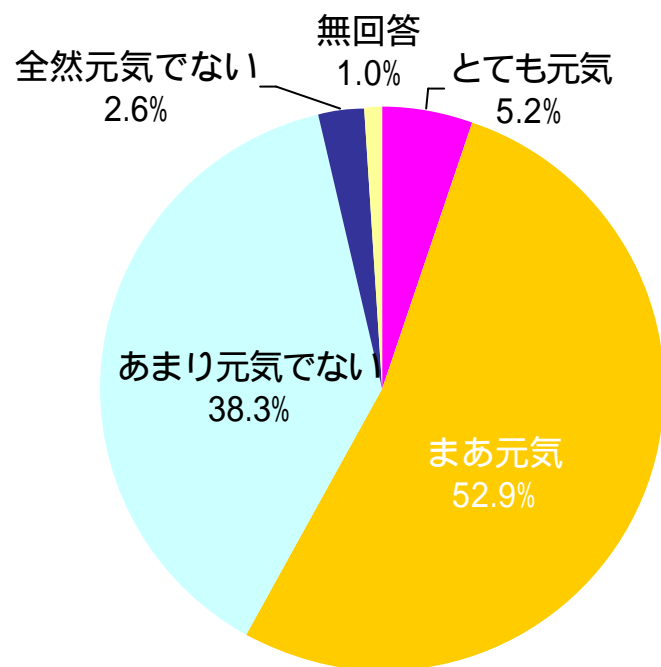
( 1 ~ 4 回の小委員会で提出済み図表のなかからの関係部分抜粋を含む )

自治体「元気度」と地域活動	1
都市に対する誇りと居注意識	2
都市住民が地域活動に参加する理由	3
地域の訪問者と居住者の視点の違い	4
住民活動の活発化	5
地域づくりの取組事例	6
市町村における市民活動促進を目的とした条例・指針など	9
都市圏中心都市規模別人口構成	16
「平成の大合併」による人口規模別市町村数の変化	18
都市発展段階	20
都市地区別人口増減率の推移	21
各都市の中央地区の地価の推移	24

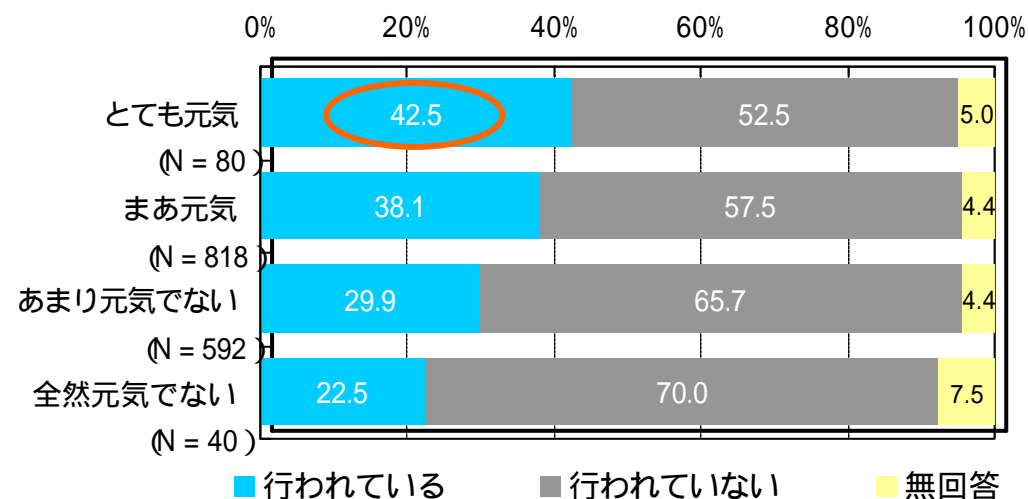
## 自治体「元気度」と地域活動（人口5万人以下の自治体対象調査より）

自分の自治体を元気であると自己評価する自治体は、「とても元気」と「まあ元気」を合わせ、58.1%である。  
 元気であると自己評価する自治体ほど、地域活動が行われている。

自治体の元気度 (N=1,546)



元気度別地域活動の実行度

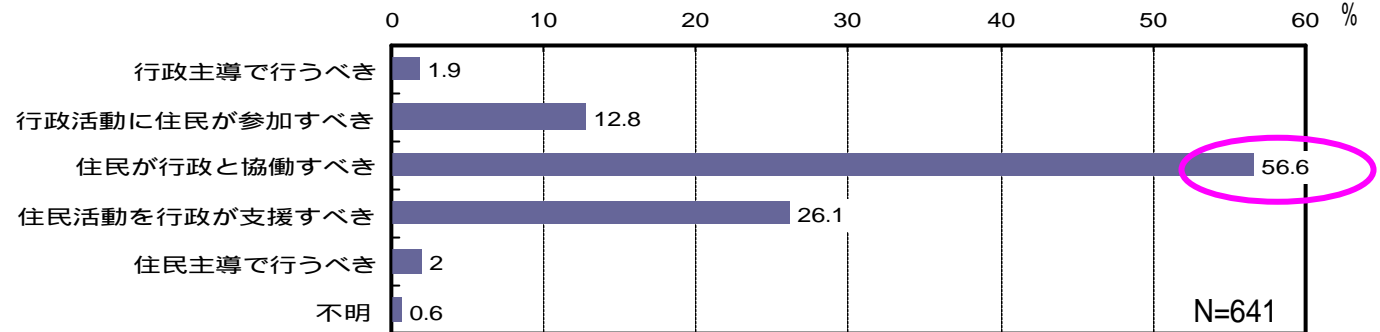


(注)人口5万人未満の自治体対象アンケート調査による。対象自治体2,773、回収率55.8%、回答者1,546自治体の職員。  
 (出典)内閣府「生活者・消費者の視点による地域活力・活性化に関する調査」(H15.8)より国土交通省国土計画局作成。

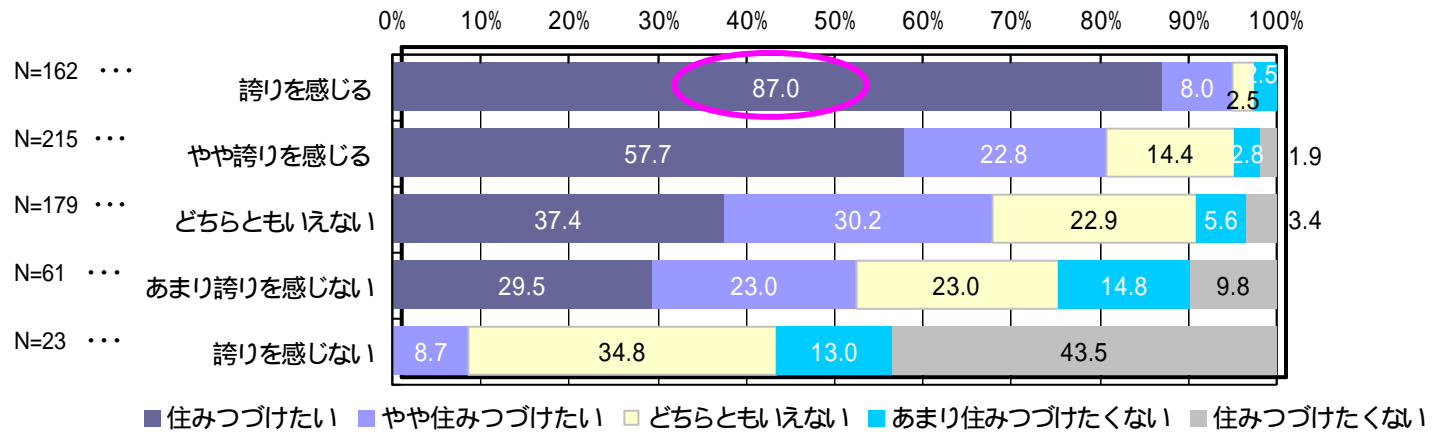
## 都市に対する誇りと居住意識 (都市住民意識調査より)

- 都市づくりに関する住民と行政の関係については、「住民と行政が協働すべき」と考える人が多い。
- 都市に誇りを感じる人は、「住み続けたい」と思っている。
- 都市に誇りを感じない人は地域活動に参加していない人が多い。

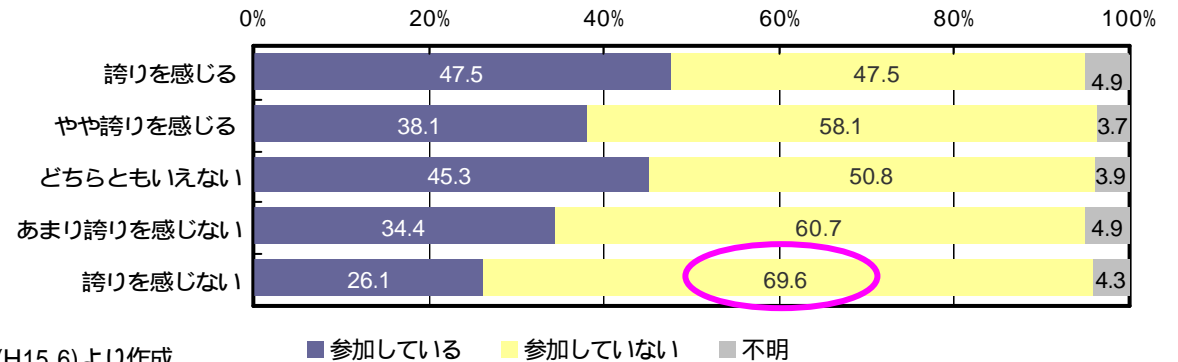
### 住民と行政の関係について



### 自分が住む都市への誇りと継続居住意識



### 自分が住む都市への誇りと地域活動への参加状況



(注) 東京 23区、名古屋市、大阪市、福岡市の居住者へのアンケート調査。

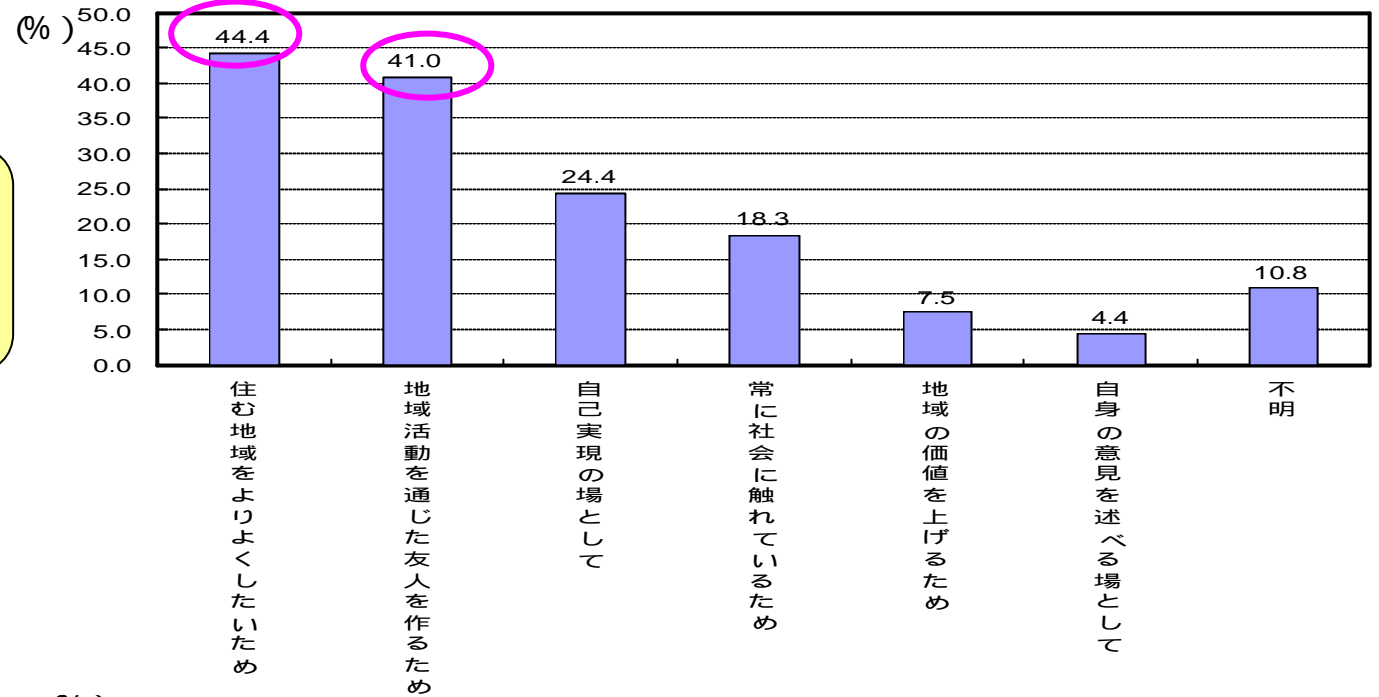
回答者総数：641人 (有効) 回答率。

(出典) 国土交通省国土計画局「個性ある都市づくりに関するアンケート調査」(H15.6)より作成。

## 都市住民が地域活動に参加する理由 (都市住民意識調査より)

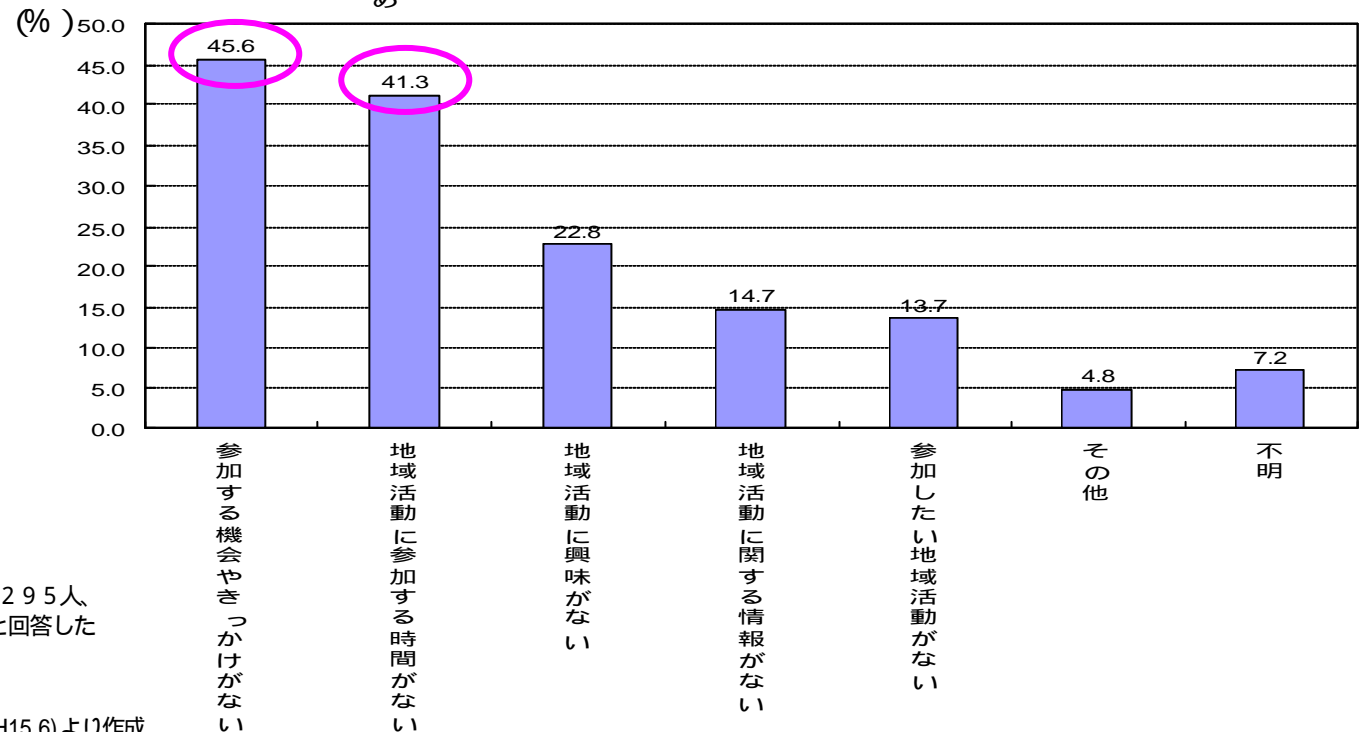
### 地域活動に参加する理由

「住む地域をより良くしたいため」という回答が最も多く、地域活動を通じた友人を作るため」とともに、4割以上を占める。



### 地域活動に参加しない理由

「参加する機会やきっかけがない」という回答が最も多く、地域活動に参加する時間がない」とともに、4割以上を占める。



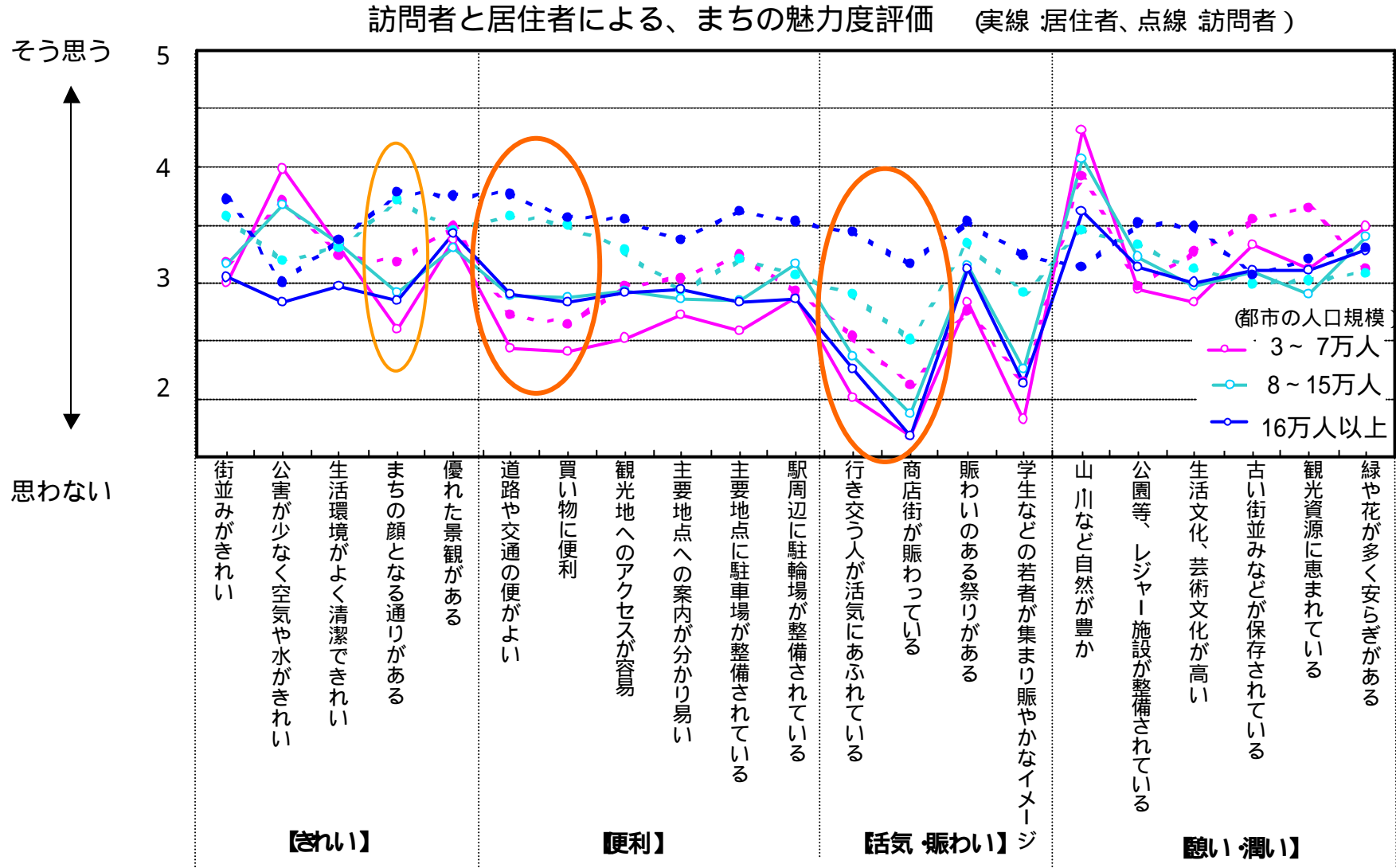
(注) 1. 前ページに同じ。

2. 「地域活動に参加する理由」については、地域活動に参加しているとした295人、「地域活動に参加しない理由」については、地域活動に参加していないと回答した373人を対象にアンケートを実施したもの。それぞれ複数回答。

(出典) 国土交通省国土計画局『個性ある都市づくりに関するアンケート調査 (H15.6) より作成。

## 地域の訪問者と居住者の視点の違い (まちの魅力度調査より)

中国地方25都市の魅力度調査によれば、全般的に居住者評価が訪問者評価より低い。  
特に、人口規模16万人以上の都市における「便利」、「活気・賑わい」に対する居住者評価が、訪問者の客観的評価と比較して低く、人口規模の小さい都市と同様の自己評価となっている。



(注) 平成15年1月~3月にかけて行われたアンケート(居住者:各都市50名程度)とフィールド(訪問者:各都市数名程度)調査による。

調査対象都市 鳥取県(鳥取市,米子市,倉吉市)、島根県(松江市,浜田市,出雲市,益田市,大田市)岡山県(倉敷市,津山市,高梁市,新見市)、広島県(呉市,竹原市,福山市,庄原市,東広島市)、山口県(下関市,宇部市,山口市,萩市,徳山市,下松市,岩国市,柳井市)

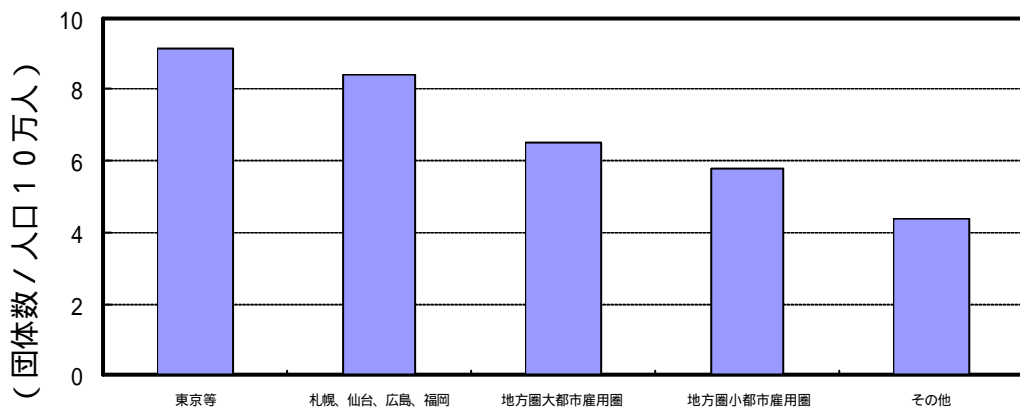
評価方法: 5段階(5:そう思う 4:ややそう思う 3:ふつう 2:やや思わない 1:思わない)

(出典) 国土交通省中国地方整備局資料より、国土交通省国土計画局作成。

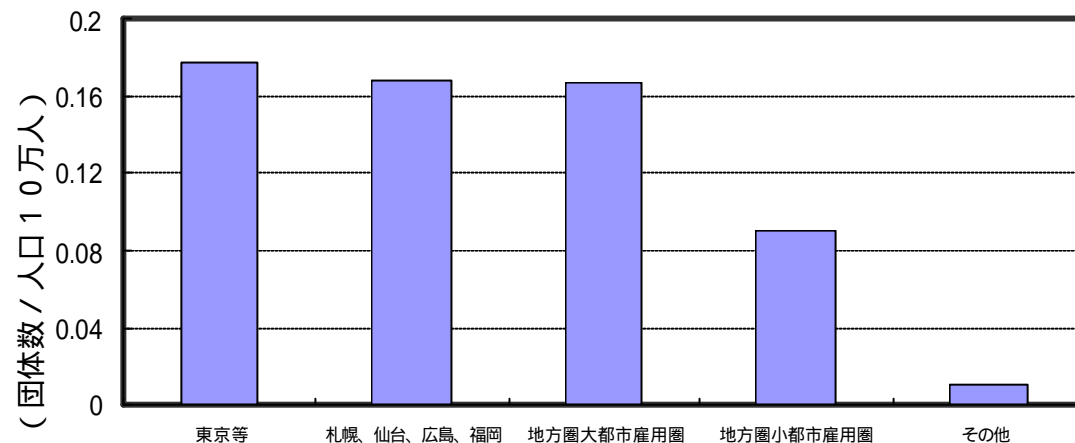
## 住民活動の活発化 (NPO活動状況)

NPOの設置状況を活動目的別に人口10万人当たりで見ると、「主に他のNPO支援を活動目的としているNPO」は、東京等、札幌、仙台、広島、福岡、地方圏大都市雇用圏で多く、「主に医療、保健、福祉の増進を活動目的としているNPO」は、札幌、仙台、広島、福岡が多い。まちづくり目的では、札幌、仙台、広島、福岡以外の地域間格差が小さい。

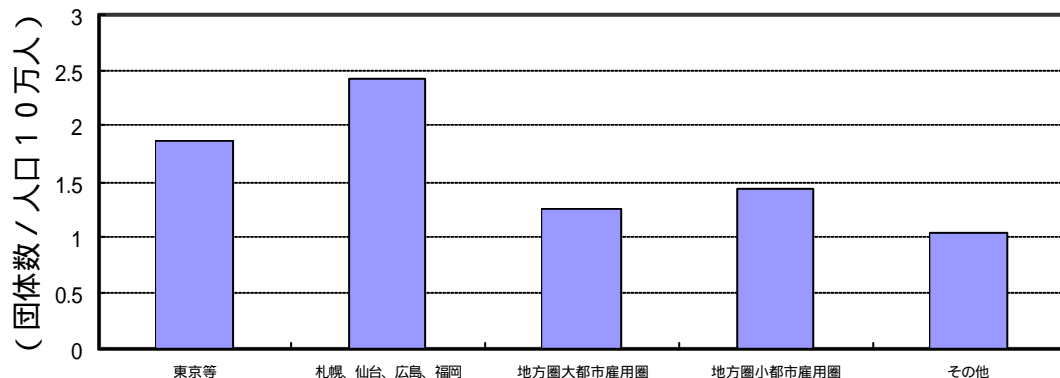
総数



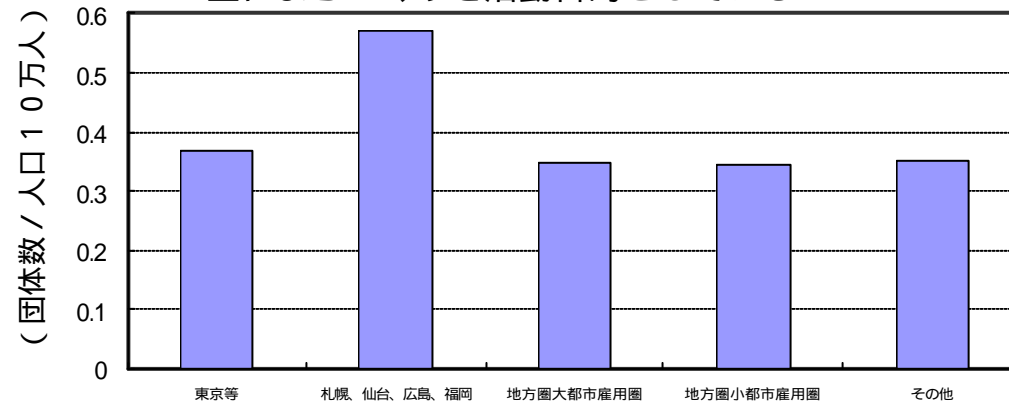
主に他のNPO支援を活動目的としているNPO



主に医療、保健、福祉の増進を活動目的としているNPO



主にまちづくりを活動目的としているNPO



(注)「東京等」とは、東京特別区、名古屋市、大阪市、京都市、神戸市の都市圏(「日本の都市圏設定基準」(金本良嗣、徳岡一幸))である。  
 「札幌、仙台、広島、福岡」とは、札幌市、仙台市、広島市、福岡市の都市圏(「日本の都市圏設定基準」(金本良嗣、徳岡一幸))である。  
 NPO法(特定非営利活動促進法)は1998年に成立、同年12月に施行された。

# 地域づくりの取組事例 (地域資源発見への取組)

自治体	主な取組
仙台市 (宮城県)	<p><b>「まち資源データベース」システム</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・Web GISを導入した「まち資源データベースシステム」を構築。カメラ付携帯電話画像等も活用して、市民・NPO・企業・研究機関の「おすすめ」・「とっておき」のまち資源情報を収集・分類・整理して発信。</li> <li>・市の新しい魅力を創出するばかりでなく、まちのアイデンティティを確立し、市民の誇りを醸成しながら、市民協働による個性あるまちづくりの情報源となる「まち資源データベース」の構築を目指す。</li> <li>・仙台市HPにリンクすることで公開し、使い勝手に関する問題点・課題点を明らかにし、これらを修正・改良して完成品にするとともに、本稼働に向け、市民協働による運営管理の方法の検討も行う。</li> </ul>
朝日町 (山形県)	<p><b>エコミュージアム構想</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1989年に「エコミュージアム研究会」(民間団体)が発足。「もう乱開発はやめて地域の環境を大切に、そこに住む人々の生活や伝統に学び、誇りを持って暮らせる地域づくりをしていこう」という主旨。</li> <li>・民間がアイデアを提供、資金面などで行政が後押し。</li> <li>・1991年、町はフランスに視察団を派遣するとともに、翌年、視察したバセヌから専門家を招いて国内では初めての「国際エコミュージアム・シンポジウム」を開催。</li> <li>・1993年、行政と民間共同のシンクタンク「朝日町エコミュージアム研究機構」を役場企画課内に設立。研究機構は、サイン計画、サテライトの選定、サテライト案内人養成講座を行う他、シンポジウムや遺産のある地域でのイベントを開催。</li> <li>・現在サテライト(地域の資源(森、果樹園からワイン工場まで))は20程度。</li> </ul>
春日部市・宮代町・杉戸町・庄和町 合併協議会 (埼玉県)	<p><b>新市まちづくり住民会議</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般公募委員(各市町3人)及び団体等選出委員(各市町4人)の計28人で構成。</li> <li>・8回の住民会議を経て、新市まちづくり構想(中間報告案)について議論、その後「合併フォーラム」において住民会議から合併協議会へ、新市まちづくり構想中間案を提案・発表予定。</li> <li>・まちの特徴や課題を明確にしていこうと目標とした、資源発見マップの作成と、その検証のためのタウンウォッチングを実施。</li> <li>・自分が住むまちだけでなく、自分の住むまち以外(合併相手の市町)についても、同様に特徴・課題の指摘を相互に実施、誇れる点」「解決すべき点」の二点から、意見交換。</li> </ul>
智頭町 (鳥取県)	<p><b>日本10村おこし運動</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運動の柱は以下の5つ。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1.村の誇り(宝)の創造(各集落が特色を一つだけ掘り起こし、誇りある村づくりを行う)</li> <li>2.住民自治(自分たちが主役になって、自らの一歩によって村をおこす)</li> <li>3.計画の作成(長期的視点で村の行く末を考え、村の未来計画を立て、実行する)</li> <li>4.国内外交流(村の誇りをつくるには、意図的に外との社会と交流を)</li> <li>5.地域経営(生活や地域文化の再評価を行い、村の付加価値を付ける)</li> </ol> </li> <li>・年度末に開催する活動発表会で、各集落の独自の活動とその成果を発表。</li> <li>・活動主体は町内の各集落(89集落のうち、16集落が参加)。</li> <li>・参加集落の全戸が5,000円/年を負担。</li> <li>・町は10ヶ年で計300万円の財政支援、アドバイザー派遣などの人的・技術支援、各種情報提供を行う。</li> </ul>
水俣市 (熊本県)	<p><b>地元学</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1990年代から、地域再生への取り組みが始まり、その過程で「地元学」が生まれた。</li> <li>・「地元学」地元の人が主体になって、客観的な視点や助言を得ながら、地域の個性を自覚し、地域独自の生活(文化)を日常的に創り上げていく知的創造行為。</li> <li>・「地域資源マップ」:自然、食物、伝統行事等の地域資源を1万分の1地図に書き込む。</li> <li>・「氷のゆくえ」:生物や生活文化まで視野に入れた「氷の流れ調査」を実施、結果を絵地図にまとめる。</li> <li>・「水俣の知恵袋づくり」:人材発掘&amp;マップ作成。</li> <li>・活動の主体は地元の人。外部のコーディネーターの視点や助言を得る。</li> </ul>

## 「まち資源データベース」システム(仙台市)

(注) Web : (World Wide Web = www の略) ・インターネット上のハイパーテキスト形式のファイルを相互参照するためのシステムで閲覧ソフトを用いて利用する。ホームページの形で様々な情報を公開することにより電子ネットワーク社会の新しい文化ができてくる。

GIS 地理情報システム( Geographic Information Systems) ・緯度経度等の空間情報を持った地理情報や空間データをコンピュータで地図上に貼り付け、管理・加工できるようにしたシステム。

(出典) 国土交通省国土計画局「多様な主体による地域づくり戦略研究会(H15)」、第3回研究会(H15.9.2)資料、仙台市HPより、国土交通省国土計画局作成。

## 地域づくりの取組事例（景観形成への取組）

各地において地域づくりへ向けた多様な試みがみられ始めている。

自治体		主な取組
金山町	(山形県)	「街並みづくり百年運動」として歴史的街並みの保存というより、町民がこれから町の歴史をつくるという視点で取り組んでいる。主要産業としての林業、金山大工をはじめとした技能者の役割をまちづくりの中で明確にしている。
村上市	(新潟県)	古い町屋(商家建築)を活用した街おこしが成功。寂れかけていた商店街に多くの客が集まるようになった。商店主たちが代々伝わる雛人形等を自宅の茶の間で一般公開する「人形さま巡り」は2003年の春には8万人を集めた。
小布施町	(長野県)	住民が自分の庭や生け垣を来訪者にみってもらう「オープン・ガーデン制度」、「全町民を監視員」として街の美化に必要な啓発・指導・監視を市民が相互に行うという廃棄物不法投棄防止、「ゴミ・ゼロ運動」など、美しいまちづくりのための活動が住民の間に定着。「地域ぐるみのおもてなしの心」が存在。
古川町	(岐阜県)	・「古川町土木事業分担金徴収条例」により、町民の受益者負担を定めている。また、地域の伝統・文化維持のため、住民が神社維持費、祭り執行費を負担している。 ・「古川町ふるさと景観条例」が79人の住民代表を中心につくられ、建て替えに際して、そのデザインコードが活用されている。
甲良町	(滋賀県)	県の農業用地下水パイプライン化事業により、集落内の水路が枯れるのでは、という危機感が住民を動かし、水環境専門家も巻き込んだ、せせらぎを活かしたまちづくりに発展。
湯布院町	(大分県)	・地元の農家がつくったものを旅館で出す、という内発的發展を目指した取組を民間(旅館)の主導で先進的に実行。 ・H14には町、国、JR等との共同事業で交通実験を実施し、地域住民、観光客とともに歩行者中心のまちづくりのあり方を検討した。

(出典)各自治体HP、新聞記事、建築資料研究社「造景no.22」(1999.8)、古川町「伝統的市街地における建築デザイン・ガイドライン-暮らし・祭り・匠の舞台づくりのために」(1999)より国土交通省国土計画局作成。

### 小布施町

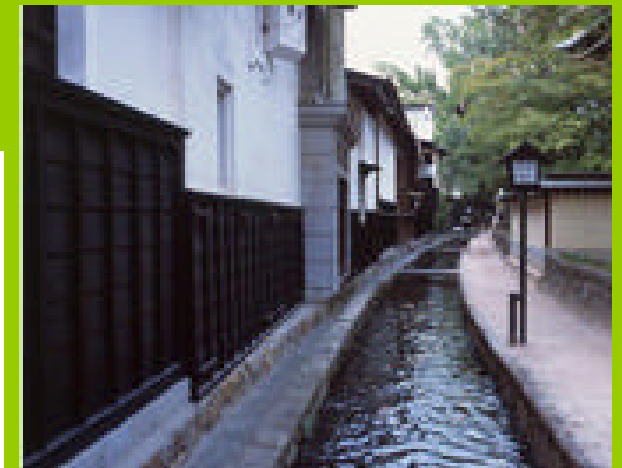
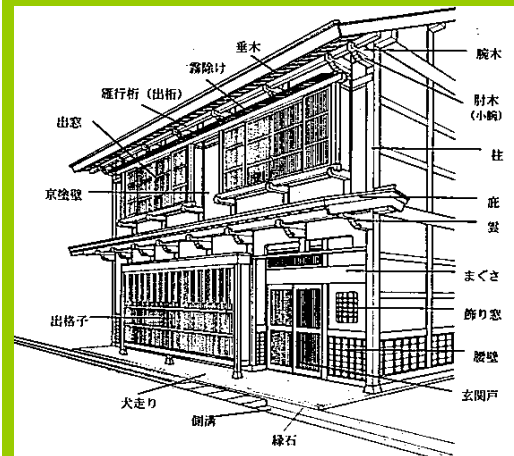
「オープン・ガーデン制度」：個人の家の庭が一般公開され、見学できるようになっている。持ち主が一般開放を了解した庭が役場のつくった「イエロー・ブック」に登録されていて、氏名と庭の写真、庭の特徴が簡潔に記されている。



官民共同の修景事業。古い建物を活かし、歩道には町のアイデンティティ「栗」材のブロック。

### 古川町

町の中心部を流れる用水路、瀬戸川。



新町家の意匠構成(古川の町並みは、この他、伝統町家、現代感覚の町家、再生町家等、多様な様式の建築が混在しつつ、全体の調和を保っている。)



## 地域づくりの取組事例（多様な主体による取組）

行政による住民参加の促進と住民主導の地域づくり等が各地で行われている。

住民等の参画を目的とした行政の取組		
	自治体	内容
情報共有	ニセコ町 (北海道)	情報共有を進め、共通の情報ベースの上で住民参加を図り、まちづくりを進めてきたニセコ町は、「ニセコまちづくり基本条例」を2000年に制定することにより、それまでの取組を仕組みとして定めた。個別施策が総合化、体系化されていくことが期待する。また条例は、この条例自体の4年ごとの見直しを規定している。
政策形成	上田市 (長野県)	まちづくりに市民の声を活かすために市民100人で構成する「うえだ百勇士委員会」を設置。情報発信、地域資源の発見・保存など5つの部会に分かれ、自由に議論する自主運営組織として提言をまとめる方向。事務局も参加者自身が担い、住民主導の活動となっている。
政策実行	志木市 (埼玉県)	住民自らがもつ知識や経験あるいは時間的ゆとりを活用し、社会貢献活動として公務を担う「行政パートナー」制度を導入。住民ボランティアを公共サービス提供の主体と位置づけ、行政職員の半減を目指す。
地域主導のまちづくりを行政が連携・協力・支援		
自治組織	宝塚市 (兵庫県)	約1万人の小学校区単位の「まちづくり協議会」がまちづくり計画を策定。行政はアドバイザー派遣や出前講座などのサポート体制を取っている他、世帯数に応じて年間30～100万円程度の補助金を交付。まちづくり協議会から提出された計画は、総合計画策定のために活用される見込み。
自治組織	高宮町 / 川根地区 (広島県)	昭和47年に起きた水害に対して、町からの支援が行き届かず、自主的組織を発足させたことが発端。現在、川根地区の人口は600人余りで、全戸が地区振興協議会に加入する。町の助成金や会費を元手に年間約400万円の予算を編成しており、宿泊研修施設やスーパーの経営、独居老人向け給食サービスの提供などに取り組む。これがきっかけで、高宮町では他の町内7地区にも同様の協議会が結成されている。
その他各主体による取組		
中心市街地活性化	江刺市 (岩手県)	(株)黒船：民間が中心市街地活性化の手法をコミュニティビジネスと捉えて活動している。
コミュニティビジネス	三原市 (広島県)	福祉ショップ「やわら樹」：平成11年2月スタート。市内7つの福祉団体の授産施設でつくられる商品類を展示・販売。商工会議所が商店街の空き店舗の賃貸契約を結び、店舗経費を全額補助。福祉団体の代表者が構成する運営委員会が店舗の運営管理にあたる。商店街もこれにあわせ、障害者やお年寄りに優しい商店街づくりを推進。高齢者や障害者向けの買い物代行サービス等を実施。
地域振興	馬路村 (高知県)	「馬路村」の地域イメージを前面に押し出した販売促進と、消費者と直結した通信販売方式で、ポン酢やジュースで首都圏中心に販売し、生産農家170戸と加工場の従業員60人の雇用を確保。全国に約35万人の直販顧客を開拓し、去年は29億円の売り上げを記録。「馬路村」そのものをブランドとして確立し、そのブランド力を生かして杉材加工品の販売から都市と農山村の交流に力点を入れていく。

(出典)国土交通省国土計画局「ほどよいまちがつくるいくつもの日本(H14)」、多様な主体による地域づくり戦略研究会(H15)「第一回研究会資料より作成。

市町村における市民活動促進を目的とした条例 指針など

市町村	名称	内容	その他の施策
札幌市 (北海道)	市民活動促進に関する指針 (平成13年7月)	本市が今後市民活動を促進していくに当たっての考え方及び基本方針を示すもの	市民活動サポートセンターを通じた支援など
仙台市 (宮城県)	仙台市市民公益活動の促進に関する条例 (平成11年3月16日)	市民公益活動の促進について基本理念を定め、並びに市、市民公益活動を行う者及び事業者の責務を明らかにするとともに、市民活動サポートセンターの設置その他の市民公益活動の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって個性と魅力ある都市の創造に資することを目的とする。	条例の具体化のための「市民公益活動促進のための基本方針」の策定、市民活動保険制度など
石巻市 (宮城県)	石巻市市民公益活動団体との協働及び支援に関する条例 (平成14年3月22日)	石巻市が市民公益活動団体と協働するに当たっての原則を定め、市及び市民公益活動団体の責務並びに事業者の協力及び市民の役割を明らかにするとともに、市民公益活動団体支援に関する施策の基本的な事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民一人一人が真に豊かに暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	
千葉市 (千葉県)	千葉市市民公益活動の促進に関する基本指針 (平成13年3月)	本市では、21世紀を迎え、新たな社会的課題や市民ニーズに的確に対処し、さらなる市民生活の向上を目指して、市民主体の都市づくりとしてその原動力となるボランティア活動などの市民公益活動の促進を図ることとし、「市民公益活動の促進に関する基本指針」を定めるものである。	市民活動センターを通じた専門相談など
我孫子市 (千葉県)	我孫子市市民公益活動・市民事業支援指針 (平成12年3月)	本市は、21世紀のまちづくりを市民・企業・行政の適切な役割分担に基づく「協働」により推進しようと考えています。「協働」のまちづくりとは、市民・企業・行政が、お互いに自立し対等な立場で協力しながらまちをつかっていくことです。この指針は、市民・企業・行政がよきパートナーとして連携し、それぞれの知恵と責任で21世紀のまちづくりを行っていくための「市民公益活動」と「市民事業」を推進する基本的な事柄を指針として取りまとめたものです。	ボランティア・市民活動サポートセンターを通じた支援など
板橋区 (東京都)	板橋区ボランティア活動推進条例 (平成9年4月1日)	東京都板橋区におけるボランティア活動の推進及び円滑化を図り、区民の福祉の向上に資することを目的とする。	板橋区ボランティア活動推進協議会の設置、いたばしボランティア・NPOホール、いたばしボランティア基金を通じた助成など

杉並区 (東京都)	杉並区NPO・ボランティア活動及び協働の推進に関する条例 (平成14年4月1日)	区民が自発的かつ継続的に行う自主的な社会貢献性のある活動を保障するとともに、区民、NPO・ボランティア(以下「NPO等」といふ)、事業者及び杉並区の協働の基本理念を定め、並びにそれぞれの役割及び責務を明らかにし、区の支援策を定めることにより、NPO等の活動並びに区民、NPO等、事業者及び区の協働の推進を図ることを目的とする。	杉並NPO・ボランティア活動推進センターを通じた支援、NPO支援基金を通じた助成など
八王子市 (東京都)	行政と市民活動団体(NPO)との協働のあり方に関する基本方針	協働に関する基本的な考え方や協働の相手の選定、協働を推進していくための取組み(環境づくりなど)の指針とする。	市民活動協議会の設置、市民活動支援センターを通じた支援、市民企画事業への補助金交付など
横浜市 (神奈川県)	横浜市市民活動推進条例 (平成12年3月27日)	市民活動の推進に関する施策の基本的事項を定め、横浜市(以下「市」といふ)及び市民活動を行うものの責務を明らかにするとともに、市民活動の推進を図り、もって活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。	市民活動支援センターを通じた支援、横浜市市民活動保険など
川崎市 (神奈川県)	川崎市市民活動支援指針 (平成13年9月)	支援指針の策定目的は、市民活動の自主性・自立性に配慮した行政の支援基準づくりにあるが、ここでいう「支援」とは、行政が市民活動を支援するという一方的な関係としてではなく、市民社会の中で市民同士が「相互支援」していくことを原則に、それを促進し、応援していく施策とする。	かわさき市民活動センターを通じた支援、市民活動保険など
平塚市 (神奈川県)	平塚市市民活動推進条例 (平成14年9月)	市民活動の推進に関する基本理念及び施策の基本的事項を定め、市民活動の新たな誕生と活性化の基盤を整えることにより、市民の積極的な参画による真に魅力と活力あふれる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	平塚市民活動ファンドを通じた助成など
横須賀市 (神奈川県)	横須賀市市民協働推進条例 (平成13年3月30日)	市民協働の推進に関する基本理念を定め、市民、市民公益活動団体、事業者及び市が対等な立場で、お互いに良きパートナーとして役割を分担し、公益の増進を図り、もって魅力と活力ある地域社会の発展に寄与することを目的とする。	市民活動サポートセンターを通じた支援、市民協働推進補助金など
藤沢市 (神奈川県)	藤沢市市民活動推進条例 (平成13年9月27日)	市民活動の推進に関する基本理念及び施策の基本となる事項を定め、並びに市民活動推進センターを設置することにより、市民活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もつてこの市にふさわしい人間性豊かな地域社会の形成に寄与するとともに、市民、市民活動を行うもの、事業者及び市による協働型社会の実現に資することを目的とする。	藤沢市市民活動推進委員会の設置、市民活動推進センターを通じた支援、市民活動推進センターサポートクラブの組織化など

大和市 (神奈川県)	新しい公共を創造する市民活動推進条例 (平成14年7月1日)	NPO(民間非営利組織)の活躍や分権改革の進展など社会のあり方を見直すという機運の高まりを背景に、従来の「行政にゆだねられてきた公共」の枠を飛び出し、ボランティアやNPOなどの新しい活動と自治会などの地域活動を結びつけ、市民や市民団体、事業者、行政がみんなで協働して知恵や力を出し合いながらまちづくりを進めるために制定する。	・大和市民活動推進会議に関する基本協定の締結、NPO法人支援パイロット事業を通じた助成など
都留市 (山梨県)	都留市民活動推進条例 (平成15年4月1日)	市民が自発的に行う公益的な活動の活性化を促進し、魅力・活力・うらおいあふれる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	・市民委員会を通じた活動資金助成など
羽咋市 (石川県)	羽咋市いきいき市民活動推進条例 (平成15年3月25日)	まちづくりに寄与する市民活動を推進するための基本的な事項を定めるとともに、市民、市民活動団体、事業者及び市のまちづくりにおける役割を明らかにし、さまざまな価値を認め合う豊かな地域社会の実現を目指すことを目的とします。	・市民活動支援センターを通じた支援など
浜松市 (静岡県)	浜松市民協働推進条例 (平成15年3月)	市民協働の基本理念を定め、市民、市民活動団体、事業者及び市の役割及び責務を明らかにするとともに、市民協働を推進するために必要な措置を定め、市民、市民活動団体、事業者及び市が、協力し、及び連携して公益の増進を図り、豊かで活力ある市民主体の地域社会を築くことを目的とする。	・浜松まちづくりセンターを通じた支援、市民協働推進基金など
岐阜市 (岐阜県)	協働のまちづくり指針(策定中)		・ボランティア相談コーナーを通じた支援、岐阜版アダプトプログラム「ぎふまち育て隊」との覚書締結など
大垣市 (岐阜県)	大垣市まちづくり市民活動育成支援条例 (平成15年3月)	まちづくりにおける市民活動の推進に関する基本理念及び施策の基本となる事項を定め、市民、市民活動団体、事業者及び市が対等な立場で、お互いによきパートナーとして役割を分担し、協働社会の推進を図り、もって魅力と活力ある地域社会の発展に寄与することを目的とする。	・市民活動事業への助成、市民活動育成支援アドバイザーの派遣など

名古屋市 (愛知県)	市民活動促進基本指針 (平成13年12月)	名古屋市における市民活動と企業、行政との協働のあり方についての基本的な考え方や、協働の実現に向けた市民活動の健全な発展の促進のための施策の方向性を示すものであり、ひいては市民・企業・行政のパートナーシップにより、多様化・複雑化した社会のニーズに対応できる新しい行政システムを構築し、より心豊かな地域社会の実現を旨とするものである。	・なごやボランティア NPOセンターを通じた支援、NPOと行政の協働の仕組みづくりに向けて(提言)」(平成15年7月)の取りまとめなど
犬山市 (愛知県)	犬山市市民活動支援に関する条例 (平成14年4月1日)	地方分権及び地域間競争の中で、都市としての魅力を創造し保ち続けるため、まちづくりにおいて市民活動が果たしている役割の重要性に照らし、市が市民活動を支援するにあたっての基本理念及び基本方針並びに支援センター、基金、助成等の支援措置を定め、自主的かつ積極的な市民活動を促進するとともに、市と市民活動団体との協働関係を構築し、もって市民の自覚と責任に基づく多様な価値観を認める社会の実現に寄与することを目的とする。	
豊川市 (愛知県)	とよかわ市民活動活性化基本方針～行政も市民も変わる協働のまちづくり～ (平成15年3月)	本市は、市民と行政が主体となって築く協働のまちづくりをめざし、平成14年度に市民活動者と行政職員からなる「豊川市市民活動推進会議」を設置して、市民活動の活性化に向けての本市の姿勢を明確にする基本方針を策定。今後、本市はこの基本方針に基づき、市民活動のいっそうの広がりど活性化を通じて、市民との協働によるまちづくりを推進。	・とよかわNPOセンター「ほっと!」を通じた支援など
大口町 (愛知県)	大口町NPO活動促進条例 (平成12年6月16日)	大口町において、町の区域内に事務所又は活動の拠点を置き、ボランティア活動をはじめとする営利を目的としない活動を継続的に行うことを主たる目的とする団体(以下「NPO」という)が行う自由な社会貢献活動の健全な発展を促進するために、基本理念を定めることにより、地域社会の発展に寄与することを目的とする。	NPO活動促進委員会の設置、NPO活動資金の補助金交付、大口町ふるさとづくり基金による助成など
京都市 (京都府)	ボランティア活動推進のための基本方針 (平成10年1月)	本市のボランティア活動に対する支援と支援のための拠点施設のあり方について取りまとめたもの。今後、本市は、この基本方針に基づき、ボランティア活動を支援することにより、市民と行政とのより良いパートナーシップによるまちづくりを更に推進する。	・京都市市民参加推進条例施行(平成15年8月1日)市民活動総合センターを通じた支援、もっと元気に京都・市民会議」の設置など

大阪市 (大阪府)	大阪市市民公益活動推進指針 (平成13年2月)	先の「市民のボランティア活動支援指針」が主として個人のボランティア活動への支援であったことから、このボランティア活動の支援指針との整合性を図りながら、ボランティア活動と個々のボランティアの活動の場を提供する組織体であるNPOの活動も含めた市民公益活動を推進するためのものである。	・大阪市ボランティア情報センターを通じた支援、市民公益活動推進事業、大阪市ボランティア活動振興基金による助成、シニアボランティアセンターへの希望者登録など
吹田市 (大阪府)	吹田市市民公益活動の促進に関する条例 (平成14年3月29日)	市民公益活動の促進についての基本理念を定め、市並びに市民、事業者及び市民公益活動団体(以下「市民等」という。)の役割を明らかにするとともに、市民公益活動の促進に関する施策の基本となる事項を定め、施策を総合的かつ計画的に推進することにより、地域社会の発展に寄与することを目的とする。	・吹田市市民公益活動審議会の設置など
池田市 (大阪府)	池田市公益活動促進に関する条例 (平成13年4月2日)	公益活動の果たす役割の重要性に鑑み、公益活動の促進に当たっての基本理念、基本的施策等を定めることにより、自主的かつ主体的な公益活動を促進するとともに、行政と公益活動団体との協働を推進し、もって自立した市民が自主的、主体的に活動し、お互いに多様な価値観を認め合いながら共に支えあって生活を営む市民社会を実現し、活力ある豊かな地域づくりに寄与することを目的とする。	・池田市公益活動促進協議会、池田市立公益活動促進センターの設置、公益活動助成金の交付、公益活動促進基金を通じた助成など
豊中市 (大阪府)	豊中市市民公益活動推進指針 (平成15年3月)	「市民公益活動」をより活発にし、「協働とパートナーシップに基づくまちづくり」を進めるために、豊中市の基本姿勢や推進方針を明らかにするとともに、総合的・具体的に推進するための方策や仕組み、課題などをまとめています。	・豊中市市民公益活動推進委員会の設置、(仮称)市民公益活動推進条例(検討中)、ボランティア保険など
箕面市 (大阪府)	箕面市非営利公益市民活動促進条例 (平成11年10月1日)	市民の社会貢献活動のより一層の発展を促進するための基本理念を定め、市の責務ならびに市民、事業者及び非営利公益市民活動団体の役割を明らかにすると共に、非営利公益市民活動の促進に関する基本的な事項を定めることにより、地域社会の発展に寄与することを目的とする。	・箕面市非営利公益市民活動促進委員会の設置、箕面市非営利公益市民活動促進補助金の交付など

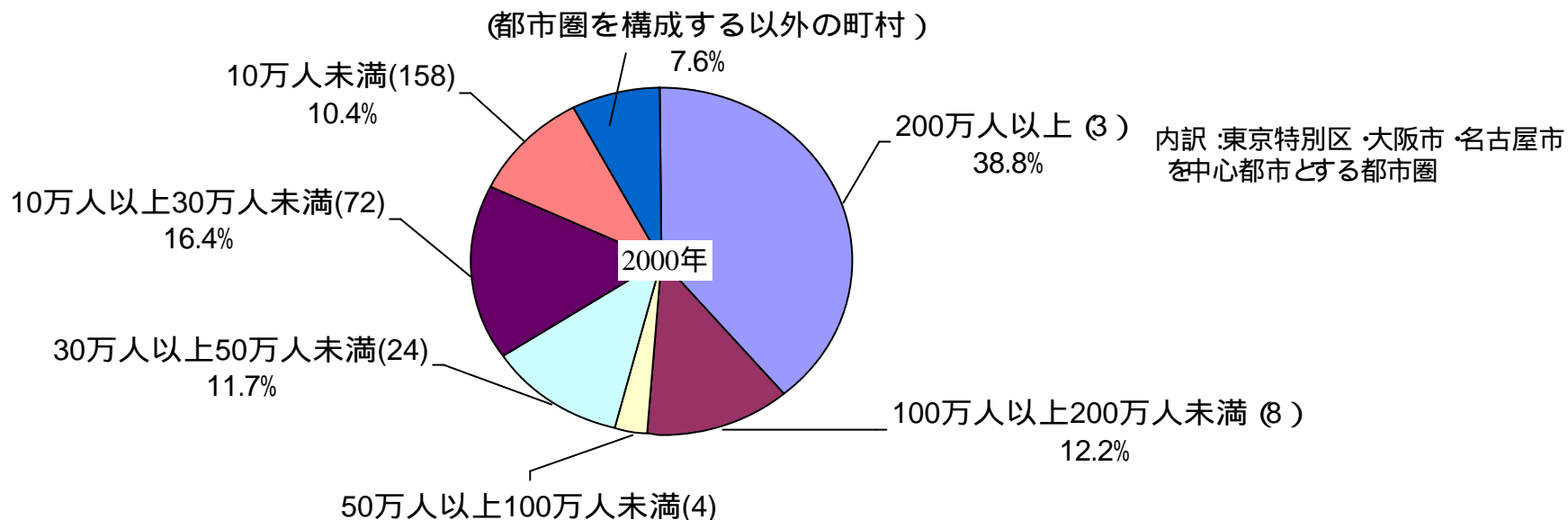
大阪狭山市 (大阪府)	大阪狭山市市民公益活動促進条例 (平成14年6月26日)	市民公益活動の促進に関する基本理念を定め、市、市民、事業者及び市民公益活動団体の役割を明らかにするとともに、市民公益活動の促進に関する基本的な事項を定めることにより、その活動の健全な発展を促進し、もって活力に満ちた豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。	
鳥取市 (鳥取県)	鳥取市市民参画と市民活動の推進に関する条例 (平成15年4月1日)	市民参画と市民活動を推進するための基本理念及び基本的事項を定め、市民、市民活動団体、事業者及び市が、協働して、魅力と活力にあふれる、真に豊かな地域社会の実現を図ることを目的とする。	・鳥取市ボランティアセンターを通じた支援、市民活動等保険制度など
岡山市 (岡山県)	岡山市協働のまちづくり条例 (平成13年4月1日)	非営利公益活動団体の自主性及び自立性を尊重しながら、その知恵と力を最大限に生かした協働のまちづくりを進め、豊かで活力ある地域社会の実現に寄与する。	・土地、施設などの無償貸付、使用料の減額または免除等
広島市 (広島県)	まちづくりボランティアの総合支援 (平成9年6月)	まちづくりボランティア活動の意義・役割、総合支援策をまとめたもの	・広島市まちづくり市民交流プラザを通じた支援、市民活動支援総合情報システム「広島情報a-ネット」の運用など
呉市 (広島県)	呉市市民協働推進条例 (平成15年3月14日)	市民協働の推進に関する基本理念を定め、市民、市民公益活動団体、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、基本的事項を定めることにより、市民協働の推進を図り、もって個性豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。	・まちづくり活動企画コンペによって選定された活動に対する助成など
山口市 (山口県)	市民活動推進支援の基本方針 (平成13年2月)	山口市市民活動実態調査の結果や「山口市市民活動推進研究会」からの提言を踏まえ、市民と行政が協働して地域社会の発展を推進するため、行政としての基本的な関わり方や、市民活動自らが発展するにはどのような支援を進めていくかということについての基本的な指針として取りまとめたもの。	

下関市 (山口県)	下関市市民協働参画条例 (平成15年3月26日)	市民参画という新しい社会システムの推進に関する基本理念及びその実現に関する基本的な事項を定め、市民、市民活動団体、事業者及び市が、良きパートナーとして役割を分担し、公益の増進を協働して図ることにより、快適な環境を有する都市の創造に資することを目的とする。	わがまちづくり支援事業補助金など
高松市 (香川県)	市民活動団体と行政との協働に関する基本方針・基本計画(平成13年4月)	本市における市民活動団体と行政との協働によるまちづくりを進めるため、『市民活動団体と行政との協働に関する基本方針』を策定するもの	高松市ボランティア・市民活動センターを通じた支援など
久留米市 (福岡県)	久留米市市民活動支援基本方針 (平成13年3月)	ボランティア活動をはじめとする市民活動を総合的に支援していくことにより、市民活動と行政の協働を実現するため、必要な施策を進めるうえでの指針として定めるものです。	ボランティア情報センターを通じた支援など
熊本市 (熊本県)	くまもと・よかよかボランティアプラン(平成9年10月)	ボランティア活動は、新たな熊本をつくる原動力であり、『かひと』と『かまち』をつくる『よかよかボランティアプラン』として今回基本指針を定め、総合的にボランティア活動を推進していくことにしました。	市民参加型事業の推進、ボランティア基金を通じた支援、ボランティア活動保険など
宮崎市 (宮崎県)	宮崎市ボランティア活動支援基本方針 (平成10年12月)	「九州一の健康福祉都市」の実現を目指すためには「互助」の領域を担うボランティア活動をより一層推進し、「九州一のボランティア都市」の実現が不可欠と考え、ボランティア活動等の社会貢献活動を支援し、これらの活動が行われやすい環境作りを進めていくための指針として、「宮崎市ボランティア活動支援基本方針」が策定された。	宮崎市民活動支援センターを通じた支援、市民活動保険など

(出典) NPOサポートセンター資料、各市町村HP等より国土交通省国土計画局作成。



都市圏中心都市規模別人口構成 (カッコ内数字は該当都市圏数)



都市圏中心都市規模	2000年		2010年	2025年	2050年
200万人以上	38.84		39.37	39.85	39.47
100万人以上200万人未満	12.23		11.50	11.92	8.19
50万人以上100万人未満	2.85	} 14.54	4.00	3.27	6.04
30万人以上50万人未満	11.69		11.43	11.59	10.01
10万人以上30万人未満	16.39	} 26.77	16.10	16.09	18.21
10万人未満	10.37		10.53	10.76	12.00
(都市圏を構成する以外の町村)	7.62		7.06	6.53	6.08
総数	100.00		100.00	100.00	100.00
(総人口(人))	126,925,843		127,473,313	120,983,666	100,593,272

(%)

- (注) 1. 2000年は実績値、2025年及び2050年は国土計画局推計値。  
 2. 中心都市の人口規模は、2000年の国勢調査による。  
 3. 推計は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成14年1月推計)」の中位推計をもとにした。移動率の仮定は、移動率減少型(過去の趨勢に沿って移動率が減少していくと仮定したケース)を用いた。

(出典) 総務省「国勢調査報告」、日本の都市圏設定基準 (Metropolitan Area Definitions in Japan) (金本良嗣 徳岡一幸 2001年) をもとに国土交通省国土計画局作成 (多様な主体による地域づくり戦略研究会(H15) 第二回研究会資料)。

都市圏及び都市圏中心都市（人口規模10万～30万人）

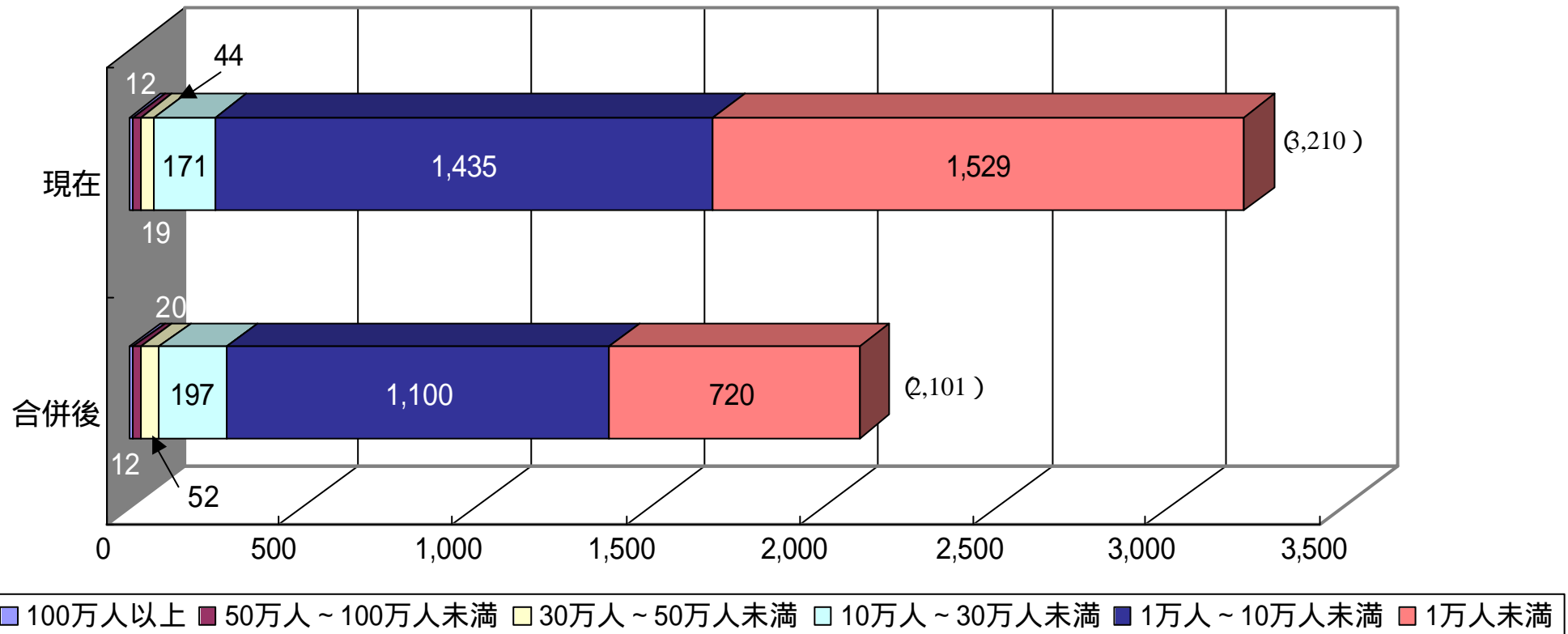
都市圏		中心都市	郊外	都市圏		中心都市	郊外	都市圏		中心都市	郊外
名称	人口	人口	人口	名称	人口	人口	人口	名称	人口	人口	人口
水戸市	661,161	246,739	414,422	刈谷市	232,768	132,054	100,714	小松市	139,356	108,622	30,734
甲府市	614,965	196,154	418,811	都城市	227,197	131,922	95,275	田川市	136,462	54,027	82,435
四日市市	606,515	291,105	315,410	上田市	227,086	125,368	101,718	福知山市	136,177	106,979	29,198
徳島市	596,038	268,218	327,820	松江市	226,127	152,616	73,511	唐津市	135,315	78,945	56,370
福井市	560,884	252,274	308,610	釧路市	225,576	191,739	33,837	延岡市	134,572	124,761	9,811
高崎市	532,474	239,904	292,570	北上市	220,486	164,496	55,990	魚津市	134,411	47,136	87,275
山形市	475,692	255,369	220,323	中津市	217,243	67,083	150,160	防府市	134,040	117,724	16,316
盛岡市	475,621	288,843	186,778	飯塚市	209,569	80,651	128,918	北見市	133,249	112,040	21,209
前橋市	459,744	284,155	175,589	石巻市	207,562	119,818	87,744	栃木市	133,120	83,855	49,265
沼津市	458,370	207,558	250,812	室蘭市	201,433	103,278	98,155	水沢市	133,056	60,990	72,066
松本市	445,068	208,970	236,098	苫小牧市	199,155	172,086	27,069	鹿屋市	131,796	81,084	50,712
久留米市	420,197	236,543	183,654	伊勢崎市	194,393	125,751	68,642	諏訪市	131,298	53,858	77,440
福島市	412,360	291,121	121,239	新居浜市	193,448	125,537	67,911	川内市	127,885	73,236	54,649
佐賀市	410,421	167,955	242,466	松阪市	190,552	123,727	66,825	田辺市	124,488	70,360	54,128
富士市	399,537	234,187	165,350	津山市	189,633	90,156	99,477	大田原市	122,179	56,557	65,622
日立市	377,650	193,353	184,297	会津若松市	188,723	118,118	70,605	燕市	121,627	68,616	53,011
高岡市	374,638	172,184	202,454	彦根市	185,800	107,860	77,940	豊岡市	118,607	47,308	71,299
函館市	366,688	287,637	79,051	桐生市	185,564	115,434	70,130	秩父市	117,766	59,790	57,976
長岡市	365,784	193,414	172,370	山口市	178,405	140,447	37,958	倉吉市	116,686	49,711	66,975
熊谷市	357,230	156,216	201,014	出雲市	173,776	87,330	86,446	武生市	114,823	73,792	41,031
青森市	340,750	297,859	42,891	古川市	170,101	72,897	97,204	関市	113,954	74,438	39,516
小田原市	337,695	200,173	137,522	飯田市	169,428	107,381	62,047	掛川市	111,745	80,217	31,528
八戸市	332,426	241,920	90,506	酒田市	165,140	101,311	63,829	宇和島市	111,694	62,126	49,568
弘前市	326,193	177,086	149,107	足利市	163,140	163,140	0	五所川原市	111,471	49,193	62,278
佐世保市	323,512	240,838	82,674	佐久市	162,533	66,875	95,658	土岐市	111,093	63,283	47,810
大垣市	319,517	150,246	169,271	今治市	160,222	117,930	42,292	一関市	110,152	63,510	46,642
津市	308,405	163,246	145,159	伊勢市	159,675	100,145	59,530	岩見沢市	109,863	85,029	24,834
太田市	290,539	189,309	101,230	安城市	158,824	158,824	0	高山市	109,706	66,430	43,276
呉市	288,653	203,159	85,494	千歳市	158,167	88,897	69,270	柏崎市	108,738	88,418	20,320
下関市	287,973	252,389	35,584	御殿場市	157,450	135,215	22,235	横手市	108,286	40,521	67,765
沖縄市	284,638	119,686	164,952	八代市	156,957	106,141	50,816	真岡市	107,215	64,648	42,567
徳山市	281,381	189,926	91,455	鶴岡市	155,425	100,628	54,797	館林市	106,791	79,371	27,420
木更津市	267,683	122,768	144,915	三条市	154,390	84,447	69,943	舞鶴市	106,169	94,050	12,119
宇部市	258,283	174,416	83,867	丸亀市	152,991	80,105	72,886	鹿嶋市	105,284	62,287	42,997
帯広市	254,093	173,030	81,063	長浜市	152,634	60,104	92,530	大曲市	104,845	39,615	65,230
米子市	252,833	138,756	114,077	岩国市	148,391	105,762	42,629	国分市	104,246	53,966	50,280
鳥取市	249,385	150,439	98,946	西尾市	146,801	100,805	45,996	本庄市	103,694	61,461	42,233
小山市	245,921	155,198	90,723	佐野市	145,196	83,414	61,782	大川市	101,607	41,338	60,269
上越市	244,884	134,751	110,133	米沢市	141,891	95,396	46,495	水口町	101,114	37,044	64,070
大牟田市	240,392	138,629	101,763	伊那市	141,716	62,284	79,432	上野市	100,391	61,493	38,898

(注) 1. P.16に同じ。

2. 都市圏人口は中心都市人口と郊外人口の合計。

3. 都市圏人口及び中心都市人口の10万～30万に網掛け。

## 「平成の大合併」による人口規模別市町村数の変化



- (注) 1.人口は2000年国勢調査による。  
 2.現在の市町村数は平成15年7月25日現在  
 3.合併後の市町村数は、法定の合併協議会(平成15年7月25日現在の総務省調べによる)が全て合併すると仮定したもの。複数の合併協議会に加入する市町村がある場合は、重複する法定協議会の関係市町村全てが一つに合併すると仮定。ただし、山梨県上九一色村は分村合併すると仮定。また、長崎県佐世保市及び北松浦郡4町においては、関係市町村が異なる4つの合併協議会が設立されており、合併の想定が困難であるため、合併の仮定からは除外した。

(出典)国土交通省国土計画局「多様な主体による地域づくり戦略研究会(H15)」第二回研究会資料より作成。

想定される合併市町村 (合併後人口規模10万～30万人)

都道府県	合併協議会の関係市町村	人口
北海道	釧路市・釧路町・白糠町・音別町・阿寒町・鶴居村	238,131
青森県	八戸市・田子町・名川町・南部町・階上町・福地村・南郷村・新郷村	297,453
宮城県	古川市・松山町・三本木町・鹿島台町・岩出山町・鳴子町・田尻町	139,313
	石巻市・河北町・雄勝町・河南町・桃生町・北上町・牡鹿町	174,778
山形県	鶴岡市・藤島町・羽黒町・櫛引町・三川町・朝日村・温海町	155,425
	酒田市・遊佐町・八幡町・松山町・平田町	139,651
茨城県	水戸市・常北町	260,198
	取手市・藤代町	115,993
	古河市・総和町・三和町	146,452
	日立市・十王町	206,589
	石岡市・美野里町・八郷町・玉里村	117,024
栃木県	栃木市・小山市	239,053
	佐野市・田沼町・葛生町	125,671
	黒磯市・西那須野町・塩原町	110,828
埼玉県	富士見市・上福岡市・大井町・三芳町	239,117
	久喜市・鷲宮町	106,703
	熊谷市・大里町・江南町・妻沼町	206,446
	本庄市・美里町・児玉町・神川町・神泉村・上里町	140,100
	深谷市・岡部町・川本町・花園町・寄居町	184,286
	蓮田市・白岡町・菫蒲町	133,795
千葉県	東金市・九十九里町・成東町・山武町・松尾町・蓮沼村	140,485
	館山市・富浦町・富山町・鋸南町・三芳村・白浜町・千倉町・丸山町・和田町	109,087
	印西市・白井市・印旛村・本埜村	130,211
石川県	松任市・美川町・鶴来町・河内村・吉野谷村・鳥越村・尾口村・白峰村	106,977
山梨県	甲府市・中道町・芦川村・上九一色村	203,939
長野県	松本市・四賀村	215,078
岐阜県	多治見市・瑞浪市・土岐市・笠原町	221,321
	可児市・御嵩町・兼山町	113,116
	美濃加茂市・坂祝町・富加町・川辺町・七宗町・八百津町・白川町・東白川村	108,892
	各務原市・川島町	141,765
静岡県	磐田市・福田町・竜洋町・豊田町・豊岡村	166,002
愛知県	豊川市・音羽町・一宮町・小坂井町・御津町	176,698
	西枇杷島町・師勝町・西春町・春日町・清洲町・新川町	138,737
	稲沢市・祖父江町・平和町	136,938
三重県	津市・久居市・河芸町・芸濃町・美里村・安濃町・香良洲町・一志町・白山町・美杉村	286,521
	桑名市・多度町・長島町	134,856
	松阪市・飯南町・飯高町・嬉野町・三雲町	164,504
	上野市・伊賀町・島ヶ原村・阿山町・大山田村・青山町	101,527

都道府県	合併協議会の関係市町村	人口
滋賀県	彦根市・甲良町・多賀町・豊郷町	131,624
大阪府	富田林市・太子町・河南町・千早赤阪村	165,057
	守口市・門真市	287,946
	岸和田市・忠岡町	217,613
奈良県	平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・上牧町・王寺町・河合町	149,492
和歌山県	田辺市・中辺路町・大塔村・上富田町・龍神村・本宮町	100,147
	橋本市・かつらぎ町・高野口町・九度山町・高野町・花園村	102,842
鳥取県	鳥取市・国府町・福部村	162,510
	米子市・淀江町	147,837
島根県	松江市・鹿島町・島根町・美保関町・八雲村・玉湯町・宍道町・八束町	199,289
	出雲市・平田市・斐川町・佐田町・多伎町・湖陵町・大社町	173,776
岡山県	津山市・阿波村・勝北町・久米町・加茂町・中央町	118,713
広島県	呉市・川尻町	213,539
	尾道市・御調町・向島町	117,407
	東広島市・黒瀬町・福富町・豊栄町・河内町・安芸津町	185,825
山口県	宇部市・楠町	182,031
	岩国市・由宇町・本郷村・周東町・錦町・美川町・美和町	142,740
香川県	丸亀市・綾歌町・飯山町	108,356
愛媛県	西条市・東予市・小松町・丹原町	114,548
	今治市・朝倉村・玉川町・波方町・大西町・吉海町・宮窪町・伯方町・上浦町・大三島町・関前村・菊間町	180,627
福岡県	飯塚市・山田市・桂川町・稲築町・碓井町・嘉穂町・筑穂町・穂波町・庄内町・額田町	199,839
	行橋市・犀川町・勝山町・豊津町・椎田町・築城町	115,352
	直方市・鞍手町・小竹町・宮田町・若宮町	119,403
佐賀県	唐津市・浜玉町・七山村・巖木町・相知町・北波多村・肥前町・玄海町・鎮西町・呼子町	141,130
	佐賀市・諸富町・川副町・東与賀町・久保田町・大和町・富士町	241,406
長崎県	諫早市・森山町・飯盛町・高来町・小長井町・多良見町	144,299
熊本県	本渡市・牛深市・有明町・御所浦町・倉岳町・栖本町・新和町・五和町・天草町・河浦町	102,907
	八代市・坂本村・千丁町・鏡町・竜北町・宮原町・東陽村・泉村	154,380
	玉名市・岱明町・菊水町・三加和町・南関町・長洲町・横島町・天水町・玉東町	120,999
鹿児島県	川内市・串木野市・樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町・里村・上甕村・鹿島村	129,708
	国分市・溝辺町・横川町・牧園町・霧島町・隼人町・福山町	127,912
	鹿屋市・垂水市・吾平町	108,544
沖縄県	石川市・具志川市・与那城町・勝連町	109,992

(注)P18に同じ。

(出典)国土交通省国土計画局「多様な主体による地域づくり戦略研究会(H15)」第二回研究会資料より作成。

### 都市発展段階 (理論)

	再都市化		成長期				衰退期		
			都市化		郊外化		逆都市化		
中心人口	-	+	+	++	+	-	-	--	
郊外人口	-	-	-	+	++	+	+	-	
都市圏全体人口	-	-	+	+	+	+	-	-	
++は相対的に増加が大きいことを示す。--は同様に減少が大きいことを示す。									

### 都市圏規模ごとの1980年から2002年までの都市発展のパターンと産業特性

都市圏 中心都市規模 (人口)	都市圏内人口増減による段階パターン															
	a			b			c			d						
	該当 都市圏 数	産業従事者割合(%) (2000年)			該当 都市圏 数	産業従事者割合(%) (2000年)			該当 都市圏 数	産業従事者割合(%) (2000年)			該当 都市圏 数	産業従事者割合(%) (2000年)		
	製造業	建設業	サービス業		製造業	建設業	サービス業		製造業	建設業	サービス業		製造業	建設業	サービス業	
200万～(以上)																
東京都特別区		16.92	8.59	30.81												
大阪市									20.50	9.15	27.20					
名古屋市		24.83	9.26	24.44												
100万～200万	4	13.50	10.33	29.56	2	15.36	10.07	29.07	2	19.32	9.68	28.70	0	-	-	-
30万～100万	18	19.81	10.26	27.36	6	18.85	11.01	26.78	4	19.14	10.77	27.18	0			
～30万(未満)	23	22.50	10.23	26.44	6	19.22	10.10	26.27	17	20.05	11.07	25.86	24	21.24	11.43	25.75

(注) 1. 都市発展段階理論(山田浩之, 1981)による段階分けを参考にした。都市圏は「日本の都市圏設定基準」(金本良嗣・徳岡一幸 2001年)の大都市雇用圏により、中心人口は同都市圏中心都市による。

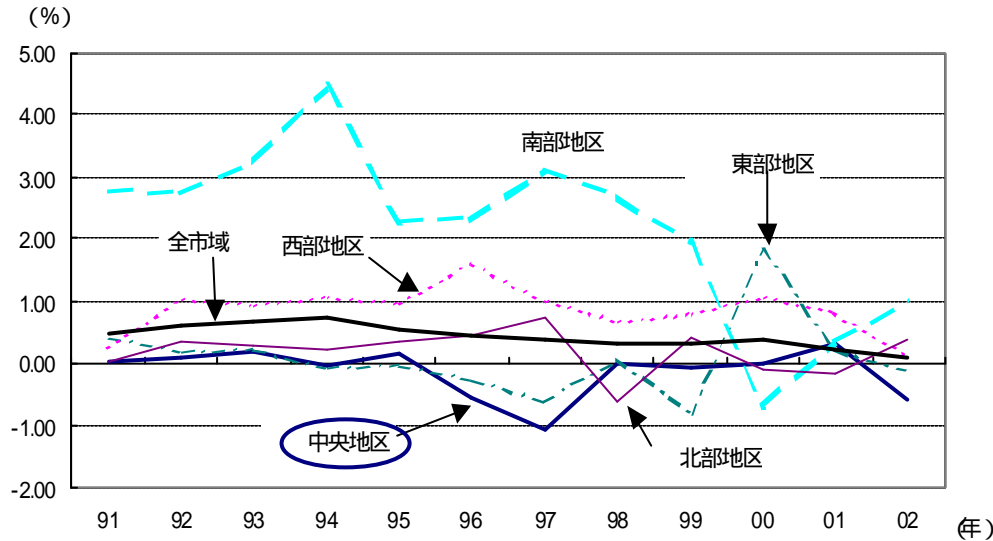
2. 都市圏内人口増減による段階パターンは1980年から1990年、1990年から2000年、2000年から2002年への市区町村人口増減をもとに分類した。

(出典) 山田浩之「都市化の経済分析・序説」『季刊現代経済』42、1981)、総務省「国勢調査報告」(1985、1990、2000)および各都道府県による市町村別推計人口(2002年10月1日現在)、日本の都市圏設定基準(Metropolitan Area Definitions in Japan) (金本良嗣・徳岡一幸 2001年)をもとに国土交通省国土計画局作成。

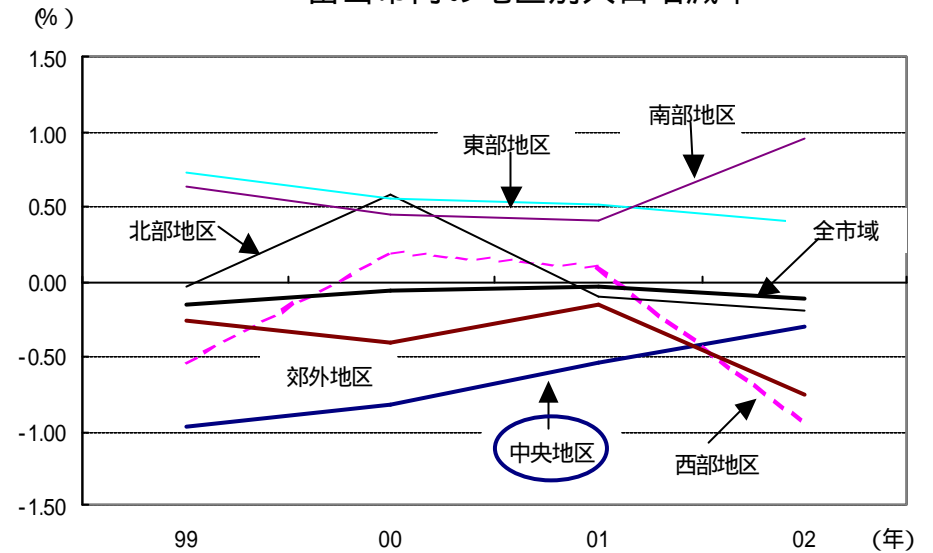
## 都市地区別人口増減率の推移（１）

地方中心都市内での人口増減の動向を秋田市と富山市でみると、秋田市では南部地域の人口増加率が90年代を通じて低下していること、富山市では中央地区の人口減少のマイナス幅が縮小する一方で郊外地区の減少率が大きくなっていること、等から郊外地域での開発圧力は低下していることが伺われる。

秋田市内の地区別人口増減率



富山市内の地区別人口増減率



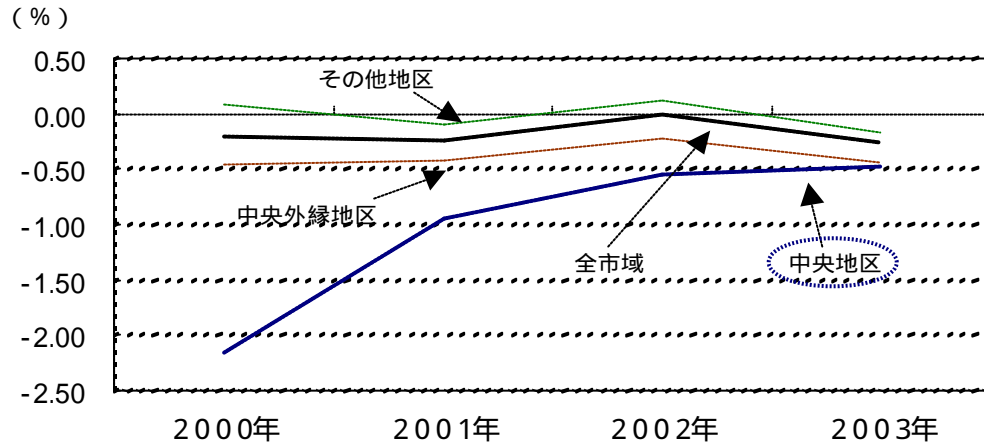
(注) 秋田市については、市情報政策課による推計人口を用いて、前年の10月1日から同年10月1日までの増減率で計算。富山市については、住民基本台帳による人口を用いて、前年の9月30日から同年の9月30日までの増減率で計算。

(出典) 秋田市「地区別人口および世帯の動向」、富山市「地区別世帯数と人口の推移」より国土交通省国土計画局作成。

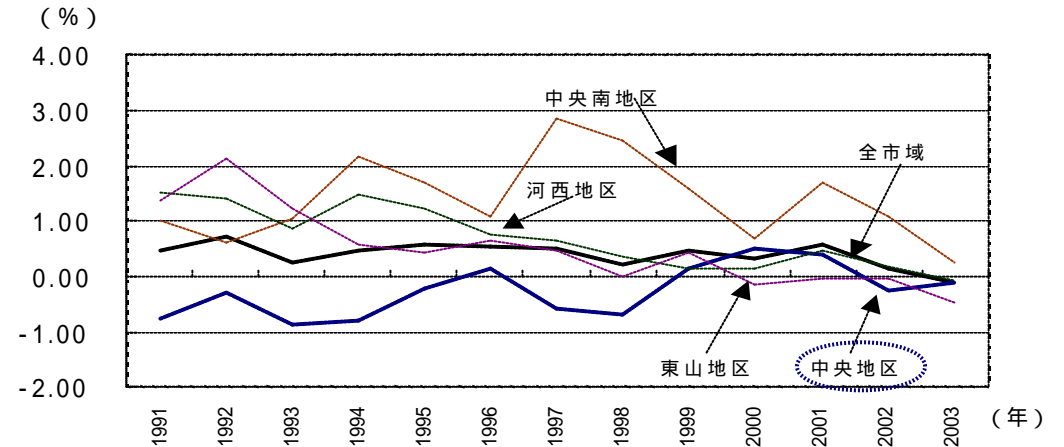
## 都市地区別人口増減率の推移（２）

大都市雇用圏中心都市での人口の増減をしてみると旭川市、松本市ともに中央地区の人口減少のマイナス幅が縮小している。富士市では富士地区（中心）の増加率は減少しているものの、最も高い値で推移している。

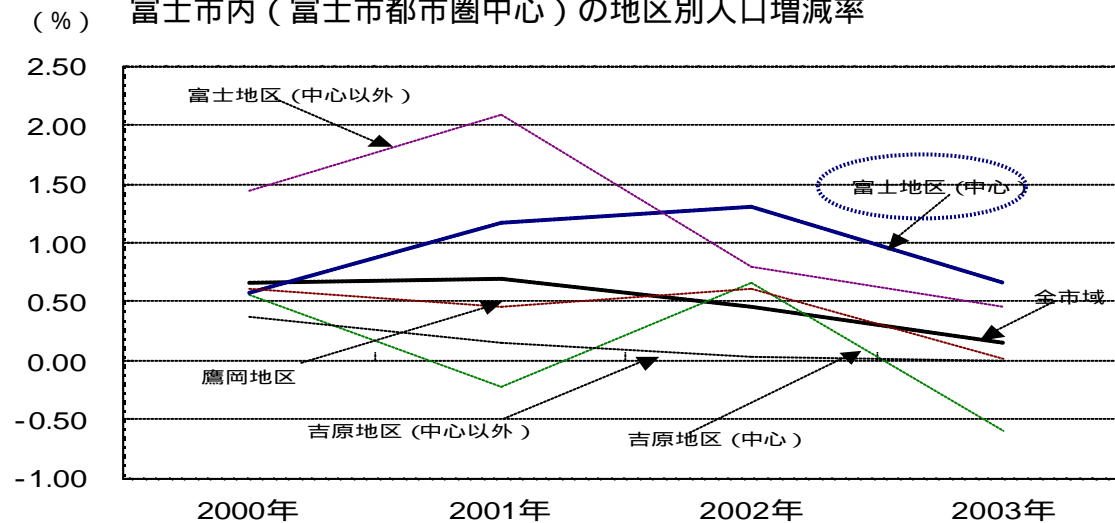
旭川市内（旭川市都市圏中心）の地区別人口増減率



松本市内（松本市都市圏中心）の地区別人口増減率



富士市内（富士市都市圏中心）の地区別人口増減率



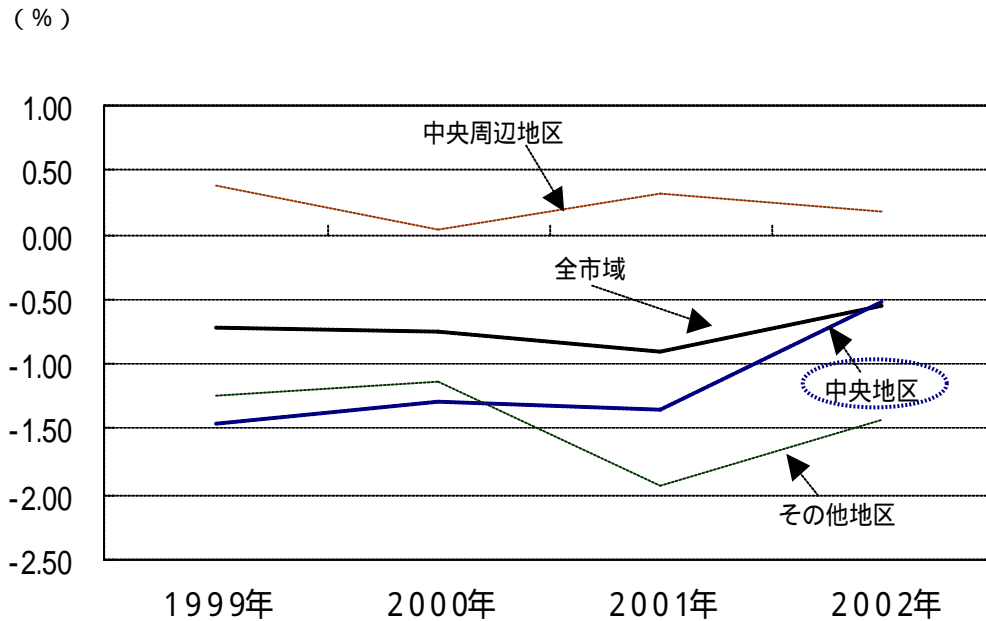
（注）旭川市については、前年の9月30日から同年9月30日までの増減率で計算。ただし、2003年については、2002年9月30日から2003年の7月31日までの増減率で計算。松本市については、前年の1月1日から同年の1月1日までの増減率で計算。富士市については、前年の4月1日から同年の4月1日までの増減率で計算。

（出典）旭川市「地区別世帯数及び人口」、富山市「地区別人口及び世帯数」、富士市「地区別人口」により国土交通省国土計画局作成。

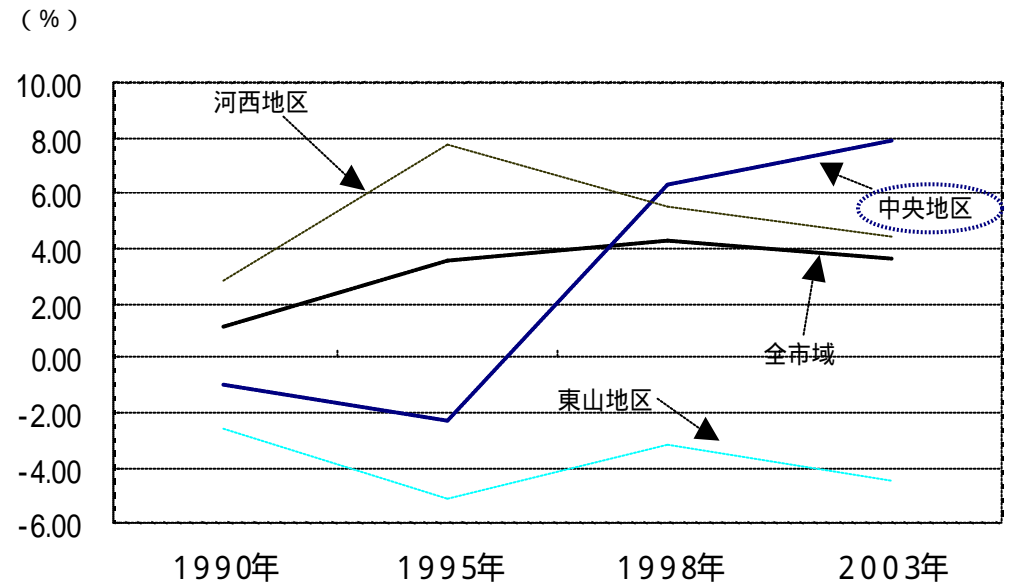
### 都市地区別人口増減率の推移（3）

大都市雇用圏の郊外での人口増加率をしてみると、都市圏全体では低迷しているものの、都市圏郊外にあたる氷見市の中央地区では人口減少のマイナス幅は縮小しており、砺波市では中央地区での人口増加率が高い。

氷見市内（高岡市都市圏郊外）の地区別人口増減率



砺波市内（高岡市都市圏郊外）の地区別人口増減率



（注）氷見市については、前年の12月31日から同年12月31日までの増減率で計算。砺波市については、1985年 1990年、1990年 1995年、1995年 1998年、1998年 2003年の各年の4月1日の増減率で計算。

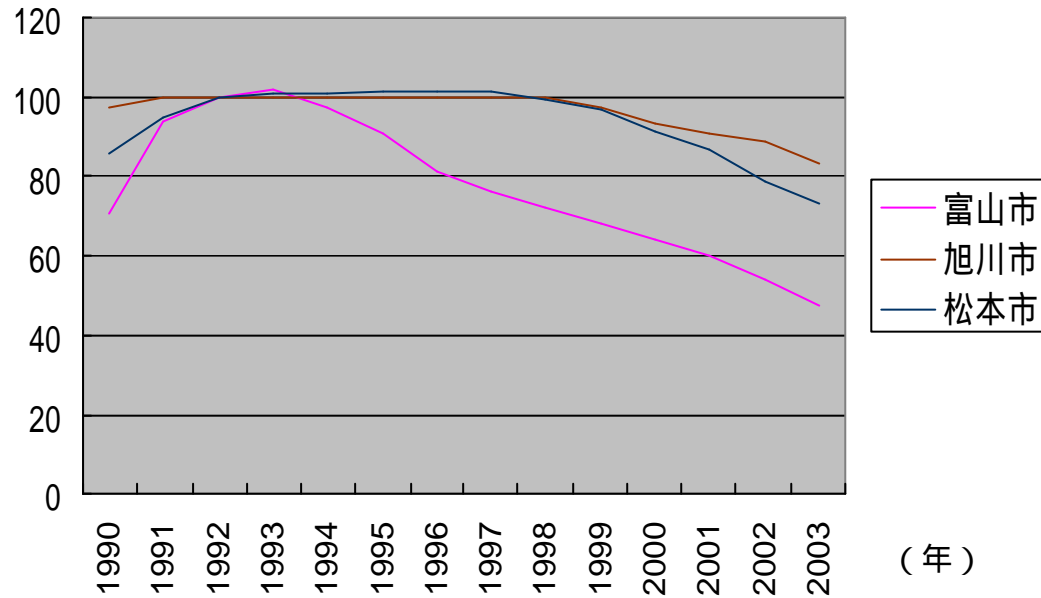
（出典）氷見市「地区別世帯数及び人口の推移」、砺波市「地区別人口・世帯数」により国土交通省国土計画局作成。



## 各都市の中央地区（住宅地）の地価の推移

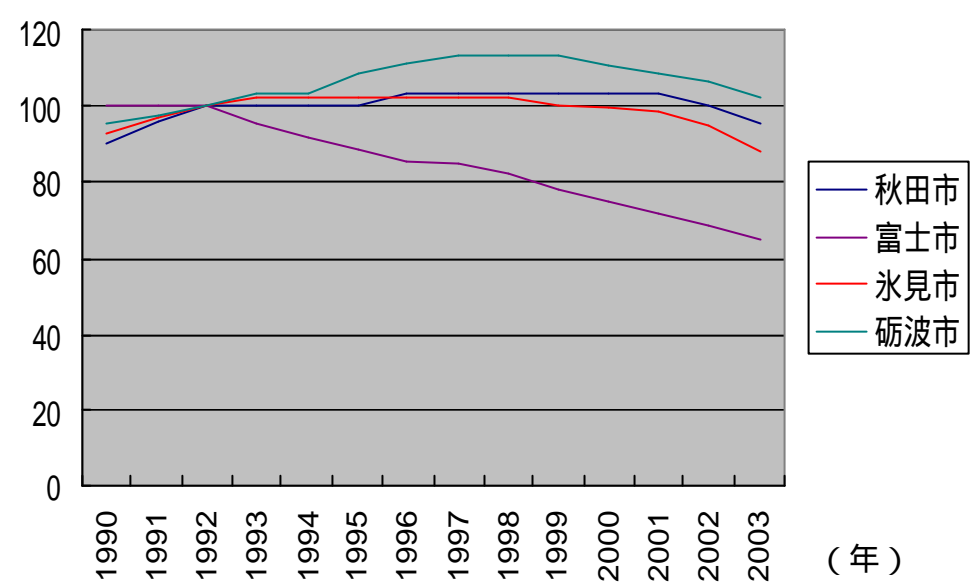
(指数)

1992年 = 100



(指数)

1992年 = 100



注) 秋田市 秋田市保戸野中町 2- 14 富山市 富山市舟橋南町 6- 20 旭川市 旭川市 9条通 1丁目 1485番 642

松本市 松本市蟻ヶ崎 1- 1- 19 富士市 富士市柚木字本田 200番 5 氷見市 氷見市幸町 21- 33

砺波市 砺波市三島町 8- 8(2003年から2000年まで)豊町 1- 2(1999年から1990年まで)

(出典)各年地価公示より 国土交通省国土計画局作成。